## 豊川市監査公表第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年2月18日

豊川市監査委員 武田 久計

同 鈴木篤男

同 浦野隼次

## 定例監査の結果に関する報告

- 監査の対象部署
  企画部秘書課
- 2 監査の範囲令和2年4月1日~ 令和4年1月21日
- 3 監査の実施期間令和3年12月8日~ 令和4年1月21日

## 4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び 書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法に より実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

- (1) 重点項目
  - ア 財産の管理に関する事務について
  - イ 補助金・交付金・負担金に関する事務について
- (2) 一般項目
  - ア 公金の取扱事務について
  - イ 随意契約に関する事務について
  - ウ 契約全般に関する事務について
  - エ 庶務その他事務について
- 5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。